

八、首尾交渉を聯合村十回日返前の報告し及び其の理由を
 九、首尾交渉を聯合村十回日返前の報告し及び其の理由を
 六、平均二回の賞與を支給し其の額は日給の三十割以上とする
 五、労働組合の組織を促進する
 四、労働組合の組織を促進する
 三、月二回の公村を組織する
 二、賞金の消費費自給し日給の二十割以上支給する
 一、労働組合の組織を促進する

法人協調會福岡出張所
 法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

九、品物破損料辨償・償反對
 一〇、争議中の日給を支給すること
 一一、争議費用全部支出すること
 一二、雇主に於て一切暴力敢行せざること
 一三、争議に依る犠牲者を絶對に出さぬこと
 4 争議團並に應援団体其後の動靜
 福岡消費組合を中心とする在福無産団体協議會は十日夜
 協議會を開催し争議團應援目的貫徹の爲次の運動方針を
 決定したのである
 一、毎日交渉すること
 二、交渉委員は可成交替すること
 三、交渉は夜間とし雇主の自宅に於てなすこと
 四、第三者の調停を拒絶し直接雇主と折衝すること
 五、決議文を作成し大衆動員を行ひ雇主の自宅に押掛け